プロジェクト　**リスク分担型 DB に関する会計処理**

項目　**本日の審議事項**

本資料の目的

1. 2015 年 11 月 12 日に開催された第 25 回基準諮問会議において、厚生労働省より、「確定給付企業年金の新たな仕組みである「リスク分担型 DB[1]」に係る会計上の取扱い」について、企業会計基準委員会の新規テーマとするよう提案がなされた（詳細は審議事項(2)-1 参考資料 1 参照)。

2. 基準諮問会議における審議を経て、第 324 回企業会計基準委員会（2015 年 11 月 20 日開催）において、基準諮問会議から企業会計基準委員会に対して、確定給付企業年金の新たな仕組みである「リスク分担型 DB」に関して、企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」（以下「退職給付会計基準」という。）における「確定拠出制度」「確定給付制度」のいずれに該当するかについての検討を行うことを新規テーマとして提言された。

3. 上記の提言を踏まえて、第 325 回企業会計基準委員会（2015 年 12 月 4 日開催）において、本件を当委員会の新規テーマとし、退職給付専門委員会で詳細な検討を行うことが了承され（審議事項(2)-1 参考資料 2 参照)、第 74 回退職給付専門委員会（2015 年 12 月 18 日開催）において、本件に関する検討が行われた。

本日の審議事項

4. 本日の委員会では、「リスク分担型 DB」について、その会計処理を検討するにあたって必要となる事実関係を把握するために、厚生労働省のご担当者に参考人としてご参加頂き、制度の概要に関するご説明を頂いたうえで質疑応答を行う（審議事項(2)-2)。

5. また、本日の委員会では、以下について、検討を行う（審議事項(2)-3)。

   (1) リスク分担型 DB の退職給付会計基準上の分類

   (2) 今後、専門委員会において検討を行う範囲

   (3) 今後のスケジュール

以　上

1 第 325 回企業会計基準委員会における「基準諮問会議からのテーマ提言への対応」では当該仕組みを「リスク分担型 DB(仮称)」と称していたが、今後の検討において、当面は「リスク分担型 DB」と称することとする。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。